

しょう ひと
障がいのある人を

ぎゃく たい まも
虐待から守りましょう!

き し しょう しゃ ぎゃく たい
気づいて! 知らせて! 障がい者虐待



だれ あんしん く ちいき
～誰もが安心して暮らせる地域づくりのために～

「虐待」というと、生命に関わるような暴力や悪質な行為ばかりが連想され、身近な問題ではないと感じる方もいるかもしれません。しかし、「虐待」は日常生活の中に潜んでいます。それは社会における「障がいのある人」への差別や偏見、無関心と無関係ではありません。「虐待」は“人間の尊厳”をおびやかす行為であり、社会に暮らす全員が「見逃さない・見過ごさない」意識を持つことが必要です。自分の意思が尊重されること、自分の生活を自分で決めること、人生を尊厳をもって過ごすことは、誰もが当たり前持っている権利です。

しかし、障がいがあることによって、その当たり前前の権利がおびやかされることがあります。地域が一体となって“障がい者虐待の根絶”を目指して取り組みましょう。



しょう がい しゃ ぎゃく たい ほう し ほう 障害者虐待防止法とは？

しょう しゃ そんげん まも ほうりつ 障がい者の尊厳を守る法律

しょうがいしゃぎゃくたいほうしほう せいしき しょうがいしゃぎゃくたい ほうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえん など かん
障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する
ほうりつ しょう ひと けんり そんげん ぎゃくたい ほうし しょう
法律」）は、障がいのある人の権利や尊厳をおびやかす虐待を防止するとともに、障がいのある
ひと ようご ようごしゃ かいご づか げんいん ぎゃくたい ようごしゃ しえん
人を養護している養護者が介護疲れなどの原因で虐待をおこなわないよう、養護者への支援を
ほうりつ
していくという法律です。

たいしょう しょう 対象となる障がいとは…

しょうがいしゃぎゃくたいほうしほう しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう へつたつしょう ふく
障害者虐待防止法では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある
ひと さい みまん ひと ふく ほか しんしん しょう しゃかいてきしょうへき にちじょうせいかつ こん
人（18歳未満の人も含む）や、その他に心身の障がいや社会的障壁によって、日常生活が困
なん えんじょ ひつよう ひと たいしょう
難で援助が必要な人が対象になります。
しょう しゃてちよう しゅとく ばあい ふく
※障がい者手帳を取得していない場合も含まれます。

しゆるい しょう しゃぎゃくたい 3種類の障がい者虐待

しょうがいしゃぎゃくたいほうしほう ぎゃくたい しゆるい わ
障害者虐待防止法では、虐待をつぎの3種類に分けています。

1

ようごしゃ 養護者による しょう しゃ ぎゃくたい 障がい者虐待



しょう しゃ せいかつ せわ
障がい者の生活の世話や
きんせん かんり
金銭の管理などをしている
かぞく どうきよ
家族、同居する人による
ぎゃくたい
虐待の事です。

2

しょう しゃぶくしせいじゅうぎょうしゃ 障がい者福祉施設従業者 など しょう しゃぎゃくたい 等による障がい者虐待



しょう しゃ ぶくし しせつ しょう
障がい者福祉施設や障がい
ふくし じぎょうしょ へたら
福祉サービスの事業所で働
いてる職員による虐待の
しよくいん ぎゃくたい
事です。

3

しょうしゃ 使用者による しょう しゃ ぎゃくたい 障がい者虐待



しょう しゃ やと
障がい者を雇っている
じぎょうぬし ぎゃくたい
事業主などによる虐待の
ことです。

しょうがいしゃぎゃくたいほうしほう ぎゃくたい かぞく ようごしゃ しえん ほうりつ
障害者虐待防止法は、虐待をしてしまう家族（養護者）も支援する法律です。

しょうがいのある人、本人を守るだけでなく、虐待をしてしまう養護者への支援も大切です。
ようごしゃ かいご づか しょう ちしき びそく ぎゃくたい
養護者が介護疲れや障がいへの知識不足のため、虐待をしてしまうこともあります。
ぎゃくたい ようごしゃ かいご ぶたん かる ようごしゃ しょう たくせい への 正しい りかいが
虐待をしてしまう養護者の介護負担を軽くしたり、養護者に障がい特性への正しい理解が
ちしき じょうほう ていぎょう ようごしゃ しえん おこな ぎゃくたい ほうし
できるような知識や情報を提供するなど、養護者への支援を行い、虐待を防止します。



こんなことが虐待になります！

障がい者虐待の例としては、次のようなものがあります。これらが重なって行われる場合もあります。

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷や
あざ、痛みを与える行為など。

こんなサイン

- 体に傷やあざが頻繁に見られる
- 急に怯えたり、怖がったりする
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 自分で頭を叩いたり、突然泣き出す



性的虐待

無理やりわいせつなことをしたり、
させたりすること

こんなサイン

- 人の目を避け、ひとりで部屋にいたがる
- 周囲の人の体をさわようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- 性器の痛み、かゆみを訴える



心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したり
するような言葉や態度で、精神的
な苦痛を与えること

こんなサイン

- 怯える、わめく、叫ぶなどパニック
症状を起こす
- かみつきなど攻撃的な態度がみられる
- 無気力、あきらめ、なげやりの態度になる



放棄・放任(ネグレクト)

食事や水を十分に与えなかったり、
必要な医療や福祉サービスを受け
させないこと

こんなサイン

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い
- ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる
- いつも汚れた服を着ている
- 学校や職場などに出でこない



経済的虐待

年金や賃金などを渡さなかったり、
本人の同意なしに財産を処分する
ことなど

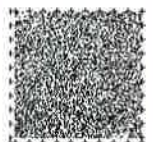
こんなサイン

- 年金等がどう管理されているか知らない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- サービス利用料等の支払いができない



通報や届出をした人の情報は守られます。

虐待を発見し、通報をした人の個人情報保護されます。また、通報した人が施設や職場で働いている場合、通報したことを理由に解雇その他の不利益な取り扱いが禁止されています。



ぎゃく たい み のが たいせつ

虐待を見逃さないことが大切です！

かか こ

ひとりで抱え込まないで

ください！



ぎゃくたい おも ふく やま し しょう しゃ

「虐待かな？」と思ったら福山市障がい者

ぎゃく たい ぼう し そう だん

虐待防止センターにご相談ください。

しょう ひと かぞく しせつ りよう じぎょうしょ しょくいん かいしゃ じぎょうぬし

障がいのある人が、家族、施設や利用しているサービス事業所の職員、会社の事業主などに

ぎゃくたい きづ そうだん

虐待されていることに気付いたら、ご相談ください。

ぎゃくたい ひと ぎゃくたい にんしき ばあい ぎゃくたい う

虐待をしている人は虐待をしているという認識がない場合もあります。また、虐待を受けて

ぎゃくたい う にんしき ひがい うった おお

いても、虐待を受けているという認識がないため、被害を訴えられないことも多いです。

ぎゃくたい はんだん ひつよう すこ うたが おも ゆうき そう

虐待かどうかの判断は必要ありません。少しでも疑いがあると思われたら勇気をもってご相

だん

談ください。

しょう ひと あんしん しゃかい く しょう ひと かぞく ちいき ささ

障がいのある人が、安心して社会で暮らせるよう、障がいのある人とその家族を地域で支え

しょう しょう しゃぎゃくたい ぼうし と く きょうりよく わが

あい、みんなで障がい者虐待の防止に取り組みましょう。ご協力をお願いします。

つう ほう そう だん まど ぐち

通報・相談窓口

ふく やま し しょう しゃ ぎゃく たい ぼう し

福山市障がい者虐待防止センター

ふく やま し しゃかい ぶくし きょう ざい ない

(福山市社会福祉協議会内)

でん わ

電話 (084)928-1354

※緊急時24時間対応

FAX (084)926-7111

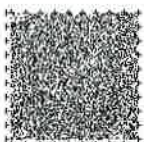
E-Mail f-shakyo-kikansoudan@apricot.ocn.ne.jp

しょ ざい ち ふく やま し み よし ちょうみなみ に ちょう め ばん ちよう

所在地 福山市三吉町南二丁目11番22号

ふく やま ない

(福山すこやかセンター内)



しょう せいめい きけん しょう しょうきょう とき けいさつ

※障がいのある人の生命に危険が生じる状況の時は、まず警察に

れんらく しょう あんぜん かくほ

連絡し、障がいのある人の安全を確保してください。

ほん ほうりつ きていとう もと ぶぶん しょうがい しょう

(本パンフレットでは、法律の規定等に基づく部分については「障害」を使用しています。)